

令和7年度 いじめ防止基本方針

阿久比町立東部小学校

◎ 学校いじめ防止基本方針の概要

(ア) いじめの防止に対する基本的な考え方

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを見て見ぬふりをすることがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

<いじめの禁止>

児童は、いじめを行ってはならない。

<学校および職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図る。そして、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

(イ) いじめ防止対策組織

<いじめ防止対策委員会>

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（いじめも含む）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・児童には、朝会、児童集会の折に、担当者による説話等を通して意識啓発を図る。
- ・保護者、地域には随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・学校評価アンケートで学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

<いじめ・不登校・虐待対策委員会>

全職員が委員となり、必要に応じて町スクールカウンセラーも参加する。学期1回開催し、各学級児童の情報交換とともに心配される各事案について指導経過、指導方法などを検討する。

(ウ) いじめの防止等に関する具体的な取組

「子どもが主役の楽しい学校」づくりをめざし、子どもたち一人一人が居場所のある学校生活を送ることができるよう、思いやりの心を育む教育活動を推進する。

<いじめの未然防止の取組>

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・いつもアンテナを高くし、児童の活動や努力を認め自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、豊かな体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・人権週間に向けて、6年生児童にいじめに関するワークショップ型の授業を人権擁護員の方々に行っていただき、いじめの原因、防止対策、いじめ撲滅宣言文を検討する中で意識を高める。

<いじめの早期発見の取組>

- ・いじめアンケート（年3回）や教育相談（年2回）を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・町や県スクールカウンセラーとの懇談、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

<いじめに対する措置>

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(エ) 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、「いじめレスキュー委員会」を開催し、迅速に対応を検討し、多くの職員等で対応する。また、速やかに教育委員会に報告をし、重大事態対応フローに従って対応する。
- ・いじめレスキュー委員会のメンバーは以下の通りとする。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・養護教諭・生徒指導主任・民生児童委員 半田警察署員・町教育委員会・PTA会長・該当学級担任

- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。